

用語の説明

海 難

海難審判法では、次のように定義している。

(海難の発生)

第2条 次の各号に該当する場合には、この法律による海難が発生したものとする。

- 1 船舶に損傷を生じたとき、又は船舶の運用に関連して船舶以外の施設に損傷を生じたとき。
- 2 船舶の構造、設備又は運用に関連して人に死傷を生じたとき。
- 3 船舶の安全又は運航が阻害されたとき。

すなわち、1号は「物の損傷」、2号は「人の損傷」、3号は「それ以外の海難」を規定している。

海難の種類(事件種類)

海難の態様は、多種多様であるが、海難の種類としては、次のように分類している。

衝突...船舶が、航行中又は停泊中の他の船舶と衝突又は接触し、いずれかの船舶に損傷を生じた場合をいう。

衝突(単)...船舶が、岸壁、棧橋、灯浮標等の施設に衝突又は接触し、船舶又は船舶と施設の双方に損傷を生じた場合をいう。

乗揚...船舶が、水面下の浅瀬、岩礁、沈船等に乗上げ又は底触し、喫水線下の船体に損傷を生じた場合をいう。

沈没...船舶が海水等の浸入によって浮力を失い、船体が水面下に没した場合をいう。

転覆...荷崩れ、浸水、転舵等のため、船舶が復原力を失い、転覆又は横転して浮遊状態のままとなった場合をいう。

遭難...海難の原因、態様が複合していて他の海難の種類の一に分類できない場合、又は他の海難の種類のもいずれにも該当しない場合をいう。

行方不明...船舶が行方不明になった場合をいう。

火災...船舶で火災が発生し、船舶に損傷を生じた場合をいう。

ただし、他に分類する海難の種類に起因する場合は除く。

爆発...積荷等が引火、化学反応等によって爆発し、船舶に損傷を生じた場合をいう。

機関損傷...主機、補機が故障した場合、又は燃料、空気、電気等の各系統が損傷した場合をいう。

属具損傷...船体には損傷がなく、船舶の属具に損傷を生じた場合をいう。

施設損傷...船舶が船舶以外の施設と衝突又は接触し、船舶には損傷はないものの、当該

施設に損傷を生じた場合をいう。

死傷等...船舶の構造、設備又は運用に関連し、乗組員、旅客等に死傷又は行方不明を生じた場合をいう。ただし、他に分類する海難の種類に起因する場合は除く。

安全障害...船舶には損傷がなかったが、貨物の積み付け不良のため、船体が傾斜して転覆等の危険な状態が生じた場合のように、切迫した危険が具体的に発生した場合をいう。

運航障害...船舶には損傷がなかったが、燃料・清水の積み込み不足のために運航不能におちいった場合のように、船舶の通常の運航を妨げ、時間的経過に従って危険性が增大することが予想される場合をいう。

船舶の種類

プレジャーボート.....海洋性レジャーに使用される船舟類で、一般に娯楽、スポーツの用に供する船舶をいう。(遊漁船及び瀬渡船は除く。)

なお、今回の分析では、プレジャーボートを「モーターボート」、「ヨット」、「水上オートバイ」、「手こぎボート」に分類した。

旅客船.....定期旅客船、カーフェリー、連絡船等、主として旅客の運送に従事する船舶で、旅客定員が12人を超えるものをいう。

貨物船.....コンテナ船、自動車運搬船、砂利運搬船等、主として貨物の運送に従事する船舶をいう(油送船を除く)。

漁船.....漁ろう船、さけ・ます母船、漁獲物運搬船等、漁船法第2条第1項第1号から第4号までに定める船舶をいう。

トン数

総トン数をいう。

参考資料

参考資料1 「内航貨物船海難の実態」平成6年3月海難審判庁

参考資料2 「レジャー船海難の実態」平成5年3月海難審判庁

参考資料3 「防波堤衝突海難の実態」平成9年3月海難審判庁